

## 資料1 計画策定の経緯

学識経験者や公募市民、関係団体の選出者で構成する草津市住宅政策審議会を開催し、専門的・総合的な見地から計画の策定に取り組みました。

### ■草津市住宅政策審議会 開催経過

	開催日時	主な議題
第1回	令和4年 10月7日(金)	・草津市住生活基本計画等の概要 ・草津市の住宅・住環境を取り巻く現状と課題 ・市民アンケート等の実施について
第2回	令和5年 2月27日(月)	・市民アンケート等の結果について ・草津市住生活基本計画骨子案作成に向けた課題整理等について
第3回	6月12日(月)	・草津市住生活基本計画の基本施策、重点施策等 ・草津市空き家等対策計画の基本方針 ・草津市マンション管理適正化推進計画の基本方針
第4回	8月7日(月)	・草津市住生活基本計画素案 ・草津市住生活基本計画の成果指標案
第5回	11月22日(水)	・草津市住生活基本計画案

### ■草津市住宅政策審議会 委員

(各号五十音順、敬称略)

	委員資格者	氏名	所属等
1	1号委員 学識経験者	岡井 有佳	立命館大学理工学部 教授
2		中 睦	滋賀弁護士会
3		宮本 雅子【会長】	滋賀県立大学人間文化学部 名誉教授
4	2号委員 公募市民	杉江 由紀子	公募委員
5		西澤 奈都美	公募委員
6	3号委員 関係団体からの選出者	今井 博詞	草津市まちづくり協議会連合会
7		小林 道雄	一般社団法人滋賀県マンション管理士会
8		清水 和廣	社会福祉法人草津市社会福祉協議会
9		竹川 和貴	公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会
10		土野池 正義【副会長】	公益社団法人滋賀県建築士会

※任期：令和4年9月1日から令和6年8月31日まで

## ■草津市附属機関設置条例

平成25年3月29日 条例第3号  
(令和5年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項に規定する附属機関および地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条に規定する組織として設置する附属機関(以下これらを「附属機関」という。)の設置等については、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

(附属機関の設置およびその担任する事務)

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担当事務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担当事務の欄に掲げるとおり定める。

3 市は、水道事業および下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の附属機関として別表第3の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担当事務の欄に掲げるとおり定める。

4 市は、農業委員会の附属機関として別表第4の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担当事務の欄に掲げるとおり定める。

(組織)

第3条 附属機関の委員の定数は、別表第1、別表第2、別表第3および別表第4の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定または専門の事項について調査審議等をするため、当該附属機関の委員で構成する分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関および管理者が定める。

付 則

(前段 省略)

付 則 (令和5年3月27日条例第3号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### 別表第1 (該当部分のみ抜粋)

名称	担当事務	定数
草津市住宅政策審議会	住宅の政策の推進に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	10人以内

## ■草津市附属機関運営規則

平成25年4月1日 規則第35号  
(令和5年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。）別表第1に掲げる市長の附属機関（別に定めるものを除く。以下「附属機関」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

(任期)

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表の任期の欄に掲げるとおりとする。

(委員長等)

第4条 附属機関に委員長および副委員長を置く。

2 前項の規定は、委員長の名称に会長その他これに類する名称を、副委員長の名称に副会長その他これに類する名称を用いることを妨げるものではない。

3 委員長（会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。）および副委員長（副会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ）は、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長および副委員長とともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 別表第3に掲げる附属機関の委員長および副委員長は、第3項の規定にかかわらず、それぞれ同表の委員長および副委員長の欄に掲げる者をもって充てる。

(附属機関の会議)

第5条 附属機関の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長、副委員長および前条第5項により指名された委員の全てが不在の場合は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(定足数および議決の方法)

第6条 附属機関の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第4に掲げる附属機関の定足数および議決の方法は、それぞれ同表の定足数および議決の方法の欄に掲げるとおりとする。

(関係人の出席等)

第7条 附属機関は、必要と認めたときは、その議事に関し専門的知識を持つ者または関係人を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(分科会等)

第9条 条例第3条第2項の規定により、別表第5に掲げる附属機関に、それぞれ分科会等の欄に掲げる分科会、部会その他これらに類する組織（以下「分科会等」という。）を置き、担当事務の欄に掲げる事務を所掌させる。

(庶務)

第10条 別表第1に掲げる附属機関の庶務は、同表の所属の欄に掲げる所属がこれを行う。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか附属機関の運営に関し必要な事項は、委員長が附属機関に諮ってこれを定める。

付 則

(前段 省略)

付 則（令和5年3月31日規則第37号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（該当部分のみ抜粋）

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市住宅政策審議会	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募市民 (3) 関係する団体から選出された者 (4) その他市長が必要と認める者	都市計画部建築政策課

## 資料 2 公営住宅の将来需要の推計

中長期的な需要を踏まえた効率的かつ効果的な公営住宅の活用を行うため、要支援世帯数の推計を行い、公営住宅の将来需要を把握します。

### 1 要支援世帯数の推計

国土交通省国土技術政策総合研究所の住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム（ストック推計プログラム）を用いて、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口や平成 30 年住宅・土地統計調査の所有関係・収入等をもとに住宅確保の支援の必要性が高い要支援世帯数の推計を行います。

#### 「要支援世帯」の対象となる世帯

- ・自力では最低居住面積水準を達成することが著しく困難な年収（著しい困窮年収未満）の世帯のうち「最低居住面積水準未満の世帯（次頁図【A】）」および「最低居住面積水準以上である世帯のうち高家賃負担である世帯（次頁図【B】）」
- ・「著しい困窮年収以上であるが最低居住面積水準未満の世帯（次頁図【C】）」

推計の結果、令和 2 年の要支援世帯数は 1,576 世帯です。今後増加する見込みで、令和 27 年には 1,766 世帯となります。

表 要支援世帯数の推移（推計値）

	R2	R7	R12	R17	R22	R27
要支援世帯数	1,576 世帯	1,587 世帯	1,610 世帯	1,647 世帯	1,676 世帯	1,766 世帯

#### 【解説】

##### ○ 著しい困窮年収とは

草津市内の住宅市場の水準で、自力では最低居住面積水準を達成することが著しく困難な年収のこと。

「民間賃貸住宅の 1 m<sup>2</sup>あたりの平均家賃単価で、最低居住面積水準の住宅に、適正な家賃負担で入ることができない限度年収」と定義する。

（算出方法）

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{民間賃貸住宅 1 m}^2\text{あたりの}} \times \boxed{\text{最低居住}} \times \boxed{12 \text{ ヶ月}} = \boxed{\text{最低居住面積水準を満たす}} \\
 \boxed{\text{家賃単価 (令和 2 年: 1,398 円/m}^2\text{)}} \times \boxed{\text{面積水準}(\ast 1)} \times \boxed{12 \text{ ヶ月}} = \boxed{\text{住宅の家賃 (年間)}} \\
 \\
 \boxed{\text{最低居住面積水準を満たす}} \div \boxed{\text{家賃負担限度率}(\ast 2)} = \boxed{\text{著しい困窮年収}} \\
 \boxed{\text{住宅の家賃 (年間)}}
 \end{array}$$

※1：住生活基本計画（全国計画）より

※2：七期五計関連資料作例要領(国土交通省)の「持家償還負担限度率・家賃負担限度率」に公営住宅の家賃算定における「市町村立地係数」を乗じて地域補正したもの

##### ○ 高家賃負担とは

草津市の「年収 200 万円未満世帯の平均家賃負担率（令和 2 年で 36.0%）」よりも高い家賃負担をしている世帯のこと。

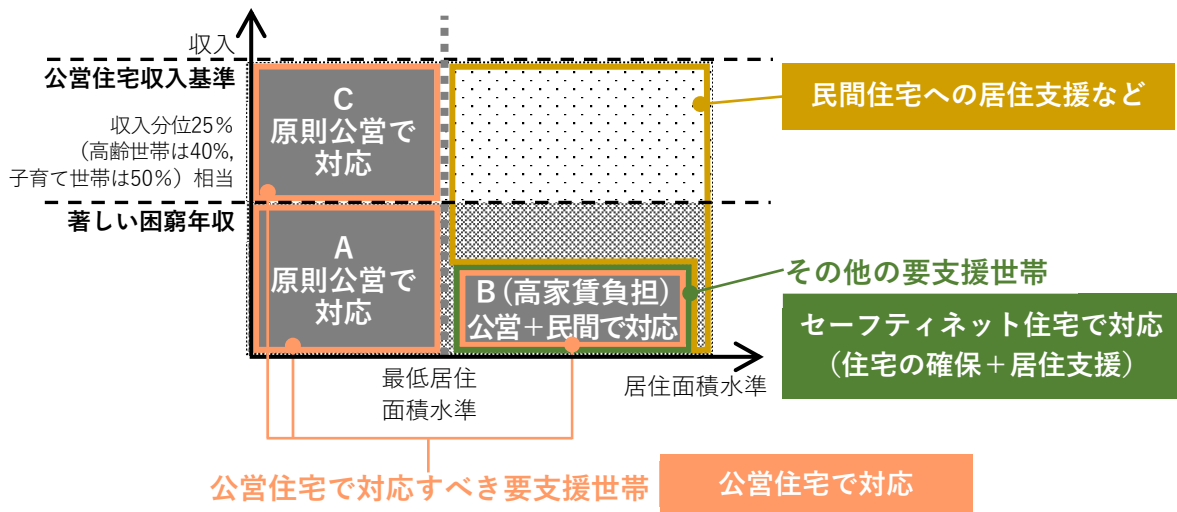
## 2 公営住宅で対応すべき要支援世帯数

以下の考え方をもとに、公営住宅の将来需要として公営住宅で対応すべき要支援世帯数を設定します。

**困窮状況に応じた住宅確保の考え方**

- ・最低居住面積水準未満の【A】【C】（最低限の居住水準を確保できていない世帯）は原則公営住宅で対応する。
- ・最低居住面積水準以上であるが、著しい困窮年収未満で高家賃負担の【B】は公営住宅および民間住宅（セーフティネット住宅等）で対応する。
- ・その他の公営住宅収入基準以下の世帯は、民間住宅への居住支援などで対応する。

図 困窮状況に応じた住宅確保の考え方



ここでは、中長期的な視点から将来の要支援世帯の増加にも対応できるように、令和27年時点の要支援世帯数を見据えた将来需要を把握します。

下表のとおり、令和27年時点の要支援世帯数(1,766世帯)から、セーフティネット住宅として活用可能な民間住宅のボリュームを勘案<sup>※</sup>し整理した結果、公営住宅で対応すべき要支援世帯(公営住宅の将来需要)は804世帯となります。

※草津市内のセーフティネット住宅数(令和5年8月時点:962戸)

表 公営住宅で対応すべき要支援世帯数

要支援世帯等(推計値)		困窮状況に応じた住宅確保		合計 1,766世帯
		公営で対応	民間で対応	
公営住宅収入基準以下	要支援世帯 1,766	A : 250		→
	B : 1,392	250	962 セーフティネット住宅で対応	
	C : 124	430		
その他の世帯	3,719	124	3,719 民間住宅への居住支援	
		公営住宅で対応すべき要支援世帯 : 804世帯		

## 資料3 用語解説

### 数字・アルファベット順

#### 【AI】

Artificial Intelligence の略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。

#### 【CO<sub>2</sub>ネットゼロ】

温暖化の原因である温室効果ガス（主に CO<sub>2</sub>（二酸化炭素））を削減し、「人間の活動により排出される CO<sub>2</sub>の量」と「森林などが吸収する CO<sub>2</sub>の量」がほぼ同じである状態。

#### 【DX】

Digital Transformation の略。「Transformation」は X-formation と表記されるためこの頭文字の X から、DX と略す。将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること。

#### 【ICT】

Information and Communication Technology の略。コンピュータ情報通信ネットワーク（インターネット等）の情報通信技術を表す言葉。

#### 【IoT】

Internet of Things の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語。

#### 【NPO】

Nonprofit Organization の略。民間非営利法人組織の略語で、もともとはアメリカの法人制度で認められた民間の非営利法人を指す制度用語。

#### 【PDCA】

計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Act）に結びつけ、その結果を次の計画に活かすプロセス。

#### 【SDGs】

Sustainable Development Goals の略。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。

#### 【ZEH】

ゼッチ、net Zero Energy House の略。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムを導入し、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のこと。

### 50音順 ア行

#### 【エコ】

Ecology（エコロジー）の略。人間も生態系の一員であるとの視点から、人間生活と自然との調和・共存をめざす考え方。

#### 【温熱環境】

室内環境の暑さや寒さの熱的な感覚(温熱感覚)や快適感に関連する要素による環境をいう。

## 50 音順 カ行

## 【カーボンニュートラル】

温室効果ガスの排出について、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロとなっていること。CO<sub>2</sub> ネットゼロとほぼ同義。

## 【管理組合】

「建物の区分所有等に関する法律」に基づき、マンションの区分所有者全員で構成される団体。区分所有者から選出された理事会が中心となり、マンション管理規約の作成や共用部分の管理、修繕積立金の管理などを行う。

## 【管理計画認定制度】

マンション管理の適正化の推進のための計画を策定した地方公共団体が、管理組合の長期修繕計画やこれに基づく資金計画、組合の運営状況等を評価し、一定の基準を満たすマンションの管理計画を認定することができる制度。

## 【既存住宅】

新築住宅以外の住宅。流通等に際しては一般に中古住宅ともよばれる。

## 【給与住宅】

企業や官公庁が、その従業員に対して賃貸する住宅のことで、社宅、官舎、独身寮などの総称。

## 【行政代執行／略式代執行】

「行政代執行」は、「行政代執行法」に基づき特定空家等の所有者等に代わって行政が強制的に措置を行うことをいい、「略式代執行」とは、特定空家等の所有者等が特定できない場合、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、行政が措置を行うことをいう。

## 【居住支援法人】

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき都道府県が指定する法人で、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、家賃債務保証の提供、住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を行うもの。

## 【近居／隣居】

「近居」とは、2つの世帯が徒歩圏内などの近所にそれぞれの住まいを構え、お互いが日常的に援助し、援助されるような近さで暮らすこと。また、「隣居」とは、2つの世帯が同じ敷地内などすぐ近くに2つの住居を構えて、隣同士で住まうこと。

## 【グループホーム】

障害のある人や認知症高齢者などで生活に困難を抱えた人達が、支援員の援助を受けながら少人数のグループで家庭的な共同生活を営むことにより、生活の再構成を目指す介護形態、またはそのための施設。

## 【公営住宅】

公営住宅法の規定による国の補助によって、地方公共団体が建設・買取りまたは借上げを行う、住宅に困っている低額所得者のための賃貸住宅。民間賃貸住宅とは異なり、入居者資格や制限が定められている。

## 【公的賃貸住宅】

公営住宅および独立行政法人都市再生機構または地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅等。



**【高齢者向け住宅】**

高齢者向けの良好な居住環境を備えた賃貸住宅および高齢者福祉施設。本計画では、主にサービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等を指す。

**【コミュニティ】**

一般的に地域共同体または地域共同社会のこと。

**【コンパクト・プラス・ネットワーク】**

地域の活性化とともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、安心して暮らせるよう、都市全体の構造を見渡しながら、生活機能に関連する施設と、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うまちづくりのこと。

**50 音順 サ行****【サービス付き高齢者向け住宅】**

住宅として居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面に加え、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住宅。

**【再生可能エネルギー】**

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

**【最低居住面積水準】**

世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積について、住生活基本計画（全国計画）で示される水準。

**【サテライトオフィス】**

オフィスの管理主体や活用形態は問わず、都市部の企業等が本拠から離れたところに設置する遠隔勤務のためのオフィスの総称。

**【市街化区域／市街化調整区域】**

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域と概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域といい、市街化を抑制すべき区域を市街化調整区域という。

**【自主防災組織】**

町内会やマンション管理組合等による自主的な防災活動を行う組織。消防署、消防団から指導を受けて消火訓練、心肺蘇生法などの訓練や、町内の消火栓、防火水槽の点検、自主的な訓練の実施を行う。

**【社会増減】**

〔転入者数－転出者数〕で算出した増減数。

**【住宅確保要配慮者】**

低額所得者、被災者、高齢者、障害のある人、子どもを育成する家庭等住宅の確保に特に配慮を必要とする者。

**【住宅セーフティネット】**

経済的な危機に陥っても最低限の安全を保障する社会的な制度や対策の一環として行う、住宅に困窮する世帯に対する住宅施策。住宅確保要配慮者に安全で良質な住まいを提供することを中心としている。

**【住宅ストック】**

ある国、あるいは地域に、ある時点で存在する住宅の量。

## 50 音順 各行

**【住宅マスタープラン】**

地方自治体が作成する住宅政策に関する基本計画。住生活基本法の制定以後は、都道府県もしくは市区町村版の住生活基本計画として位置づけられることが多い。

**【住宅用地特例】**

住宅が建っている土地に対する固定資産税や都市計画税を軽減する措置のこと。現に人が居住している住宅だけでなく空き家であっても、特例が適用されるため、空き家の取り壊した場合は固定資産税が高くなることとなる。

**【省エネルギー】**

石油・電力・ガスなどのエネルギーを効率的に使用し、その消費量を節約すること。省エネ。

**【小規模保育施設】**

ビル等のテナントなどを活用して6～19人の子どもを預かる保育施設で、0歳児（2～6ヵ月）～2歳児の子どもが対象となる。

**【スマートハウス】**

IT(情報技術)を使って、家庭内の照明器具、調理器具、冷暖房器具などの電気やガスをエネルギー源とする機器を制御し、省エネとCO<sub>2</sub>排出の削減を実現する住宅。

**【セカンドハウス】**

週末などに日常生活を送る、自宅とは別の場所に持つもう一つの住まい。

**【ゼロカーボンシティ】**

2050年にCO<sub>2</sub>(二酸化炭素)を実質ゼロ(カーボンニュートラル)にすることを旨とする地方自治体のこと。

**【脱炭素社会】**

温室効果ガス的人為的排出と吸収の均衡が達成された社会のこと。

**【地域コミュニティ】**

地域住民が生活している場所、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。

**【地域包括支援センター】**

地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助や支援を包括的に行う中核機関のことで、在宅で生活している高齢者や家族を介護している人から寄せられる相談などに応じる。

**【地区計画】**

都市計画法に定められている、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。都市計画区域に適用される。

**【地区防災計画】**

一定の地区の居住者および事業者が行う自発的な防災活動に関する計画。

**【昼夜間人口比率】**

夜間人口(常住人口)100人あたりの昼間人口の割合のこと。

**【長期修繕計画】**

マンション管理に当たって、将来見込まれる修繕工事や改修工事について、その内容や時期、費用について計画したもの。この計画に基づき月々の修繕積立金の額が設定される。

**【長期優良住宅】**

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅。

**【テレワーク】**

ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

**【特定空家等】**

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となり、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空き家またはこれに付属する工作物およびその敷地。市町村長は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、認定した特定空家等に対し、是正のための立入調査や、措置の指導、勧告、命令、代執行を行うことができる。

**【都市基盤】**

道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設。

**50 音順 ナ行****【二次的住宅】**

別荘や、普段住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊りするなど、たまに寝泊りしている人がいる住宅。

**【ニューノーマル】**

新型コロナウイルス感染症の影響によりもたらされた新たな価値観や生活スタイル。代表的なものとして、テレワークやオンライン会議・オンライン授業の普及などがある。

**50 音順 ハ行****【ハザードマップ／ハザードエリア】**

洪水、土砂災害、津波等の自然災害に対して、被害が予測される区域および避難地・避難路等が記載されている地図。ハザードエリアはそのなかで被害の恐れがあるエリア。

**【バリアフリー】**

生活環境において障害のある人にとって障壁のない状態。物的環境整備の条件を表す概念として用いることが多い。

**【ベッドタウン】**

都心へ通勤する者の住宅地を中心に発達した、大都市周辺の郊外化した衛星都市。

**【母子世帯／父子世帯】**

配偶者のいない母もしくは父と未成年の子どもを主な構成員とする家庭。

**50 音順 マ行****【マンション管理士】**

マンション管理適正化法第 30 条第 1 項の登録を受け、マンション管理士の名称を用いて、専門的知識をもって、管理組合の運営その他マンションの管理に関し、管理組合の管理者等又はマンションの区分所有者等の相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業務とする者をいう。

**50 音順 ヤ行****【要介護】**

介護保険制度において、介護を要する状態（要介護）を市町村が認定するもの。

**【誘導居住面積水準】**

世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積について、住生活基本計画（全国計画）で示される水準。都市の郊外および都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定した「一般型誘導居住面積水準」と、都市の中心およびその周辺における共同住宅居住を想定した「都市居住型誘導居住面積水準」からなる。

**【有料老人ホーム】**

高齢者を入居させて、①入浴・排泄・食事等の介護の提供、②食事の提供、③洗濯・掃除等の家事、④健康管理のいずれかを行う施設のこと。「介護付」、「住宅型」、「健康型」の3区分がある。

**50 音順 ラ行****【ライフサイクル】**

住宅の場合、建設から解体に至るまでの段階。

**【ライフスタイル】**

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

**【立地規制】**

何らかの施設を設置する際の立地に関し、法律や都道府県・市町村条例に基づいてかけられる規制。

**【リノベーション】**

建築当初の性能に戻すリフォーム(修繕)に対し、リノベーションは、建物の持つ元々の性能以上に新たな付加価値を加え再生させることを指す。

**【リフォーム】**

建設後年数を経て陳腐化した建物の内装、外装、設備、デザインなどを改良すること。



編集・発行

---

**草津市 都市計画部 建築政策課**

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号

TEL 077-561-1502 FAX 077-561-2486

<http://www.city.kusatsu.shiga.jp>

Email [kenchiku@city.kusatsu.lg.jp](mailto:kenchiku@city.kusatsu.lg.jp)